

兵庫県公報

令和3年2月5日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○ 理容師の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

●理容師の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 理容師法施行規則等の省令の一部改正により、理容所の開設者等から理容業等の事業を譲り受けた者が当該事業について行う開設の届出等の手続について、従前の事業の内容と変更がない場合には、当該届出書等に記載すべき事項及びその添付書類の簡素化が図られること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 1の届出等の手続について、事業者の負担を軽減するため、当該届出書等の様式について押印を廃止する等所要の整備を行う。

規 則

理容師の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第2号

理容師の業務に関する手続等を定める規則等の一部を改正する規則

(理容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 理容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 省令第19条第2項から第4項までに定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第11条第1項の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、省令第19条第1項第1号に掲げる事項（理容所の所在地に限る。）に変更がないときに限り第2号に掲げる書類の添付を、同項第4号に掲げる事項に変更がないときに限り第3号に掲げる書類の添付を、同項第5号に掲げる事項に変更がないときに限り第4号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

(1) 届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

(2) 理容所の付近の見取図

(3) 理容所の平面図

(4) 理容師である従事者の理容師免許証又は理容師免許証明書の写し

第9条に次の1項を加える。

- 2 省令第20条に定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) その届出が省令第19条第1項第2号に掲げる事項の変更に係るものである場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

(2) その届出が理容師の新たな使用に係るもの又は管理理容師の設置若しくは変更に係るものである場合には、新たに理容師として従事する者又は新たに管理理容師となる者の理容師免許証又は理容師免許証明書の写し

(3) その届出が省令第19条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、理容所の平面図第10条中「者は」の右に「、第8条第1項の理容所検査確認証を添付して」を加える。

様式第4号（第1面）の部中

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....印
.....年 月 日生
電話（.....）.....番」

を

「氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）」

.....
.....年 月 日生
電話（.....）.....番
電子メール.....」

に、

「電話（.....）.....番」

を

「電話（.....）.....番
電子メール.....」

に、

「

※
受 付 年 月 日 第 号

を

「

<p>営業を譲り受けたことを証する旨 （□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。）</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記開設者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話（.....）.....番 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>	

に改め、同様式（第2面）の部中「印」を削り、同様式添付書類1中「法人にあつては、その登記事項証明書又は」を「開設者が法人である場合には、当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式添付書類2中「にあつては、」を「である場合には、その」に改め、同様式添付書類3から5までを次のように改める。

- 3 理容所の付近の見取図
- 4 理容所の平面図
- 5 理容師である従事者の理容師免許証又は理容師免許証明書の写し及び省令第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する診断書

様式第4号添付書類に次のように加える。

- 6 管理理容師を置く場合には、法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類の写し

様式第4号注に次のように加える。

- 3 開設の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「同一の場所で開設する美容所」の欄、「管理理容師」の欄、「構造及び設備の概要」の欄及び「従事者（開設時）」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

- 4 開設の届出をした理容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「理容所」の「所在地」の欄に記載すべき事項（電話及び電子メールを除く。）に変更がないときに限り添付書類3に掲げる書類の添付を、「構造及び設備の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類4に掲げる書類の添付を、「従事者（開設時）」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類5に掲げる書類の添付を、「管理理容師」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類6に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができます。

様式第7号（第1面）の部中「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「寄附行為の写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、「理容師免許証明書及び」を「理容師免許証明書の写し及び」に、「検査確認証」を「理容所検査確認証」に改め、同様式（第2面）の部中「いす等」を「椅子等」に、「理容いす」を「理容椅子」に、「リノリユーム」を「リノリユーム」に改め、「印」を削る。

様式第8号中「印」を削り、
「電話（ ） — 番」

を

「電話（ ） — 番
電子メール.....」

に改め、同様式添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第9号中

「同意者 氏 名 印」

を

「同意者 住 所.....
氏 名.....
電 話（ ） — 番.....
電子メール.....」

に改め、同様式注を削る。

様式第10号中「印」を削り、

「電話（ ） — 番」

を

「電話（ ） — 番
電子メール.....」

に改める。

（美容師の業務に関する手続等を定める規則の一部改正）

第2条 美容師の業務に関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 省令第19条第2項から第4項までに定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第11条第1項の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、省令第19条第1項第1号に掲げる事項（美容所の所在地に限る。）に変更がないときに限り第2号に掲げる書類の添付を、同項第4号に掲げる事項に変更がないときに限り第3号に掲げる書類の添付を、同項第5号に掲げる事項に変更がないときに限り第4号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) 美容所の付近の見取図
- (3) 美容所の平面図
- (4) 美容師である従事者の美容師免許証又は美容師免許証明書の写し

第9条に次の1項を加える。

- 2 省令第20条に定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) その届出が省令第19条第1項第2号に掲げる事項の変更に係るものである場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
 - (2) その届出が美容師の新たな使用に係るもの又は管理美容師の設置若しくは変更に係るものである場合

には、新たに美容師として従事する者又は新たに管理美容師となる者の美容師免許証又は美容師免許証明書の写し

(3) その届出が省令第19条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、美容所の平面図第10条中「者は」の右に「、第8条第1項の美容所検査確認証を添付して」を加える。

様式第4号(第1面)の部中

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....印
.....
年 月 日生
電話(.....).....番

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....
.....
年 月 日生
電話(.....).....番
電子メール.....」

に、

「電話() ー 番」

を

「電話(.....).....番
電子メール.....」

に、

「

※
受 付 年 月 日 第 号

を

「

<p>営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記開設者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話(.....).....番 電子メール.....</p> <p><input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>	

に改め、同様式(第2面)の部中「印」を削り、同様式添付書類1中「法人にあつては、その登記事項証明書又は」を「開設者が法人である場合には、当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式添付書類2中「にあつては、」を「である場合には、その」に改め、同様式添付書類3から5までを次のように改める。

- 3 美容所の付近の見取図
- 4 美容所の平面図
- 5 美容師免許証又は美容師免許証明書の写し及び美容師である従事者の省令第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する診断書

様式第4号添付書類に次のように加える。

- 6 管理美容師を置く場合には、法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類の写し
様式第4号注に次のように加える。

- 3 開設の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「同一の場所で開設する理容所」の欄、「管理美容師」の欄、「構造及び設備の概要」の欄及び「従事者（開設時）」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 4 開設の届出をした美容所の開設者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「美容所」の「所在地」の欄に記載すべき事項（電話及び電子メールを除く。）に変更がないときに限り添付書類3に掲げる書類を、「構造及び設備の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類4に掲げる書類の添付を、「従事者（開設時）」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類5に掲げる書類の添付を、「管理美容師」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類6に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができます。

様式第7号（第1面）の部中「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「寄附行為の写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、「美容師免許証明書及び」を「美容師免許証明書の写し及び」に、「検査確認証」を「美容所検査確認証」に改め、同様式（第2面）の部中「いす等」を「椅子等」に、「美容いす」を「美容椅子」に、「リノリウム」を「リノリウム」に改め、「印」を削る。

様式第8号中「印」を削り、
「電話（ ） — 番」
を
「電話（ ） — 番
電子メール」

に改め、同様式添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第9号中
「同意者 氏 名 印」
を
「同意者 住 所
氏 名
電 話（ ） — 番
電子メール」

に改め、同様式注を削る。

様式第10号中「印」を削り、
「電話（ ） — 番」
を
「電話（ ） — 番
電子メール」

に改める。

（食品衛生に関する手続等を定める規則の一部改正）

第3条 食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「その定款」を「当該法人の定款」に改める。

様式第5号中

「氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

.....

年 月 日生

電話（ ） — 番」

を

「氏 名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

.....

年 月 日生

電 話（ ） — 番

電子メール」

に、

「電話 () ー 番」
を
「電 話 () ー 番
電子メール

に、

「

申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

を

「

申請者の欠格条項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。	

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電 話 () ー 番 電子メール
	<input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付

に改め、同様式注3(1)中「法人の場合は、」を「申請者が法人である場合には、当該法人の」に改め、同様式注3(2)中「使用水が」を削り、「場合は」を「水を使用する場合には」に改め、同様式注に次のように加える。

4 営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、営業設備の構造を記載した図面及び「営業設備の概要」の欄に規定する別紙に変更がないときは、これらの書類の添付を省略することができる。

様式第7号(第1面)の部中

「氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

.....
年 月 日生
電 話 () ー 番

を

「氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

.....
年 月 日生
電 話 () ー 番
電子メール

に改め、「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に規定する法

定相続情報一覧図の写し」を加える。

(クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部改正)

第4条 クリーニング業の届出手続等を定める規則(昭和38年兵庫県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 省令第2条に定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第5条第1項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、省令第1条の3第1項第2号に掲げる事項に変更がないときに限り第2号に掲げる書類の添付を、同項第4号に掲げる事項に変更がないときに限り第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) クリーニング所の付近の見取図
- (3) クリーニング所の平面図

第3条に次の1項を加える。

2 省令第2条に定めるもののほか、前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第5条第2項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、省令第1条の3第2項第5号に掲げる事項に変更がないときに限り、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) 法第3条第3項第1号に規定する業務用の車両(以下「業務用車両」という。)の平面図

第5条中「の届出」の右に「(クリーニング所に係るものに限る。)」を加え、「又は様式第4号の2」を削り、同条に次の3項を加える。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が省令第1条の3第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、クリーニング所の平面図
- (2) その届出が省令第1条の3第1項第5号に掲げる事項の変更に係るものである場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (3) その届出がクリーニング所の廃止に係るものであるときは、前条第1項のクリーニング所検査確認証

3 省令第1条の3第3項の規定により変更又は廃止の届出(省令第1条の2第2号に規定する無店舗取次店に係るものに限る。)をしようとする者は、届出書(様式第4号の2)を知事に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が省令第1条の3第2項第5号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、業務用車両の平面図
- (2) その届出が省令第1条の3第2項第6号に掲げる事項の変更に係るものである場合であって、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書

様式第1号(第1面)の部中「印」を削り、

「電話(.....).....番」

を

「電話(.....).....番

電子メール.....」

に、

「電話.....番」

を

「電話(.....).....番

電子メール.....」

に、

「

※ 受 付 年 月 日 第 号
--

」

を

営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記営業者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 (.....) 番 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付
※ 受 付 年 月 日 第 号	

に改め、同様式(第2面)の部中「こう配」を「勾配」に改め、「印」を削り、同様式添付書類1中「開設しているときは」を「開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には」に改め、「当該クリーニング所」の右に「又は無店舗取次店」を加え、同様式添付書類1(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

様式第1号添付書類1(4)中「のある場合」を「があるとき」に改め、同様式添付書類2中「法人にあつては、その登記事項証明書又は」を「営業者が法人であるときは、当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式添付書類3中「付近」を「クリーニング所の付近」に改め、「及び平面図」を削る。

様式第1号添付書類に次のように加える。

4 クリーニング所の平面図

様式第1号注に次のように加える。

- 4 法第5条第1項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「管理人」の欄、「従事者数」の欄、「省令第1条の3第1項第8号又は第9号に該当するクリーニング所」の欄、「構造及び設備の概要」の欄及び「従事者(開設時)」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 5 法第5条第1項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「クリーニング所」の「所在地」の欄に記載すべき事項(電話及び電子メールを除く。)に変更がないときに限り添付書類3に掲げる書類の添付を、「構造及び設備の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類4に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができます。

様式第1号の2(第1面)の部中「印」を削り、

「電話(.....).....番」
 を
 「電話(.....).....番
 電子メール.....」

に、

※ 受 付 年 月 日 第 号

を

<p>営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記営業者にこの届出に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話 (.....) 番 電子メール..... <input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>	

に改め、同様式（第2面）の部中「印」を削り、同様式添付書類1中「他に」の右に「クリーニング所を開設し、又は」を加え、「ときは」を「場合には」に改め、「当該」の右に「クリーニング所又は」を加え、同様式添付書類1(1)を次のように改める。

(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称

様式第1号の2添付書類1(2)中「業務用車両」を「クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両」に改め、同様式添付書類1(4)中「のある場合」を「があるとき」に改め、同様式添付書類2中「法人にあつては、その登録事項証明書又は」を「営業者が法人であるときは、当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式注に次のように加える。

3 法第5条第2項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「営業区域」の欄、「従事者数」の欄、「省令第1条の3第2項第9号に該当する無店舗取次店」の欄、「業務用車両の構造の概要」の欄及び「従事者（開始時）」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。

4 法第5条第2項の届出をした営業者が当該営業を譲渡した場合には、当該営業を譲り受けた者は、「業務用車両の構造の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類3に掲げる書類の添付を省略することができます。

様式第4号（第1面）の部中「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、「検査確認証」を「クリーニング所検査確認証」に改め、同様式（第2面）の部中「こう配」を「勾配」に改める。

様式第4号の2（第1面）の部中「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加える。

様式第5号中「印」を削り、
「電 話 (.....) 番」
を
「電 話 (.....) 番
電子メール.....」

に改め、同様式添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式添付書類に次のように加える。

3 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師があるときは、その氏名

様式第5号の2中「印」を削り、
「電 話 (.....) 番」
を

「電話() — 番
電子メール.....」

に改め、同様式添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加え、同様式添付書類に次のように加える。

3 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類

- (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- (3) 従事者数
- (4) 従事者中にクリーニング師があるときは、その氏名

様式第6号中

「同意者 氏 名 印」

を

「同意者 住 所.....
氏 名.....
電 話() — 番.....
電子メール.....」

に改め、同様式注を削る。

様式第7号及び様式第7号の2中「印」を削り、

「電話(.....).....番」

を

「電話() — 番.....
電子メール.....」

に、

「

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

を

「

添付書類

- 1 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合には、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) 従事者中にクリーニング師があるときは、その氏名

に改める。

(旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部改正)

第5条 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、省令第1条第2項に規定する図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請する者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書

- (2) 営業施設が省令第5条第1項各号に掲げる施設に該当する場合には、当該施設に該当することを確認するために必要な事項が記載された書類
 - (3) 営業施設の敷地の周囲300メートルの区域内の状況見取図（営業施設の敷地の周囲150メートルの区域内に法第3条第3項各号に掲げる施設がある場合には、その施設の数に相当する部数を加えた部数を添付するものとする。）
 - (4) 営業施設を設置する土地又は建物が他人の所有又は占有に係るものである場合には、その使用についての権原を明らかにする書類
 - (5) 飲料水供給設備等（飲料水の供給設備、洗面設備又は便所の流水式手洗設備をいう。以下同じ。）が水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用するものである場合には、水質検査成績書又はその写し
 - (6) 営業施設が景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第27条の2の2に規定する届出を要するものである場合には、当該営業施設が同条例第27条の2第1項に規定する特定建築物等景観基準に適合するものとして同条例第4章の2に規定する手続を経たものであることを証する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 第9条第2項中「とき」を「場合」に、「場合を除く。」を「ときを除く。」に、「場合は」を「ときは」に改め、「以内」に「の右に」「許可指令書を添えて、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が省令第1条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものである場合であつて、届出をする者が法人であるとき、又はその届出が省令第2条第1項第1号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) その届出が省令第1条第1項第5号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、変更部分を明記した構造設備の仕様書及び図面（新旧を対照することができるものに限る。）
- (3) その届出が旅館業の全部の廃止に係るものである場合には、法第3条第1項の許可に係る許可指令書（以下単に「許可指令書」という。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別表第4の10中「水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道により供給される水（以下「水道水」という。）を「水道水」に改める。

様式第1号（第1面）の部中「印」を削り、

「電話（.....）.....番」
 を
 「電話（.....）.....番」
 電子メール.....」

に、
 「電話（ ）.....番」
 を
 「電話（.....）.....番」
 電子メール.....」

に、

「
 ※
 受付.....年.....月.....日.....第.....号
 」

を

「同意者 住 所.....
氏 名.....
電 話 (.....)..... 番
電子メール.....」

に改め、同様式注を削る。

様式第5号(第1面)の部中

「氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....印」

を

「氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....
電 話 (.....)..... 番
電子メール.....」

に改め、「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式(第2面)の部中「印」を削る。

(公衆浴場規則の一部改正)

第6条 公衆浴場規則(昭和39年兵庫県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合には、当該浴場業を譲り受けた者は、省令第1条第2号に掲げる事項(公衆浴場の所在地に限る。)に変更がないときに限り第2号に掲げる書類の添付を、同条第4号に掲げる事項に変更がないときに限り第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 申請をする者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書
- (2) 公衆浴場の敷地の周囲250メートルの区域内の道路、人家等を表示し、かつ、図中に主要建築物及び既設浴場との最短直線距離を実測に基づき記入した見取図
- (3) 営業施設の縮尺平面図、配置図、断面図及び構造設備の仕様書
- (4) 洗面設備等(洗面設備又は便所の流水式手洗設備をいう。以下同じ。)が水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を使用する場合には、水質検査成績書又はその写し
- (5) 公衆浴場を設置する場所又は建物が他人の所有又は占有に係るものである場合には、その使用についての権原を明らかにする書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第4条第2項中「解散(法第2条の2の規定による法人の合併に係る場合を除く。)したときは」を「解散した場合(法第2条の2第1項の規定による法人の合併により解散したときを除く。)には」に改め、「以内に」の右に「、許可指令書を添えて、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) その届出が省令第1条第1号に掲げる事項の変更に係るものである場合であつて、その届出をする者が法人であるときは、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
- (2) その届出が省令第1条第4号に掲げる事項の変更に係るものである場合には、変更部分を明記した構造設備の仕様書及び図面(新旧を対照することができるものに限る。)
- (3) その届出が営業の全部の廃止に係るものである場合には、法第2条第1項の許可に係る許可指令書(以下単に「許可指令書」という。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

別表の第1の1(7)中「水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は特設水道条例(昭和39年兵庫県条例第62号)第2条第1項に規定する特設水道により供給される水(以下「水道水」という。)」を「水道水」に改める。

様式第1号(第1面)の部中

「氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
.....印」

年 月 日生
電話() — 番

を

「氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日生
電話() — 番
電子メール

に、

「電話() — 番

を

「電話() — 番
電子メール

に、「温泉・薬湯」を「温泉(含有物質は、別紙のとおり)・薬湯(名称等は、別紙のとおり)」に、

「

※
受 付 年 月 日 第 号

を

「

<p>営業を譲り受けたことを証する旨 (□については、いずれか該当する項目に「レ」を記入してください。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 営業を譲り渡した者の証明 私は、上記申請者にこの申請に係る営業を譲り渡したことを証明する。 営業を譲り渡した者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話() — 番 電子メール</p> <p><input type="checkbox"/> 営業を譲り受けたことを証する書類の添付</p>
<p>※ 受 付 年 月 日 第 号</p>	

に改め、同様式添付書類1中「法人にあつては、その登記事項証明書又は」を「申請者が法人である場合には、当該法人の」に、「若しくは」を「又は」に改め、「写し」の右に「及び登記事項証明書」を加え、同様式添付書類2を削り、同様式添付書類3中「敷地周囲」を「公衆浴場の敷地の周囲」に、「に至る」を「の区域内の」に、「実測記入した」を「実測に基づき記入した」に改め、同様式添付書類3を同様式添付書類2とし、同様式添付書類4を同様式添付書類3とし、同様式添付書類5中「水道水」を「洗面設備等が水道水」に、「供給する場合は」を「使用するものである場合には」に改め、同様式添付書類5を同様式添付書類4とし、同様式添付書類6中「設置場所」を「公衆浴場を設置する場所」に、「場合にあつては」を「ものである場合には」に改め、同様式添付書類6を同様式添付書類5とし、同様式添付書類7を同様式添付書類6とし、同様式注に次のように加える。

- 4 法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合には、当該浴場業を譲り受けた者は、「公衆浴場」の「種類」の欄及び「区分」の欄並びに「構造及び設備の概要」の欄に記載すべき事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 5 法第2条第1項の許可を受けて浴場業を営む者が当該浴場業を譲渡した場合には、当該浴場業を譲り受けた者は、「公衆浴場」の「所在地」の欄に記載すべき事項(電話及び電子メールを除く。)に変更がないときに限り添付書類2に掲げる書類の添付を、「構造及び設備の概要」の欄に記載すべき事項に変更がないときに限り添付書類3に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができます。

様式第2号中

「氏名.....印
年 月 日生
電話() 番」

を

「氏名.....
年 月 日生
電話() 番
電子メール.....」

に改め、同様式添付書類1中「戸籍謄本」の右に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第3号中

「同意者 氏名 印

を

「同意者 住 所.....
氏 名.....
電 話() 番
電子メール.....」

に改め、同様式注を削る。

様式第4号中

「代表者の氏名.....印
年 月 日生
電 話() 番」

を

「代表者の氏名.....
年 月 日生
電 話() 番
電子メール.....」

に改める。

様式第5号（第1面）の部中

「氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....印」

を

「氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
.....
電 話() 番
電子メール.....」

に改め、「その登記事項証明書又は」を「当該法人の」に改め、「写し」の右に「又は登記事項証明書」を加え、同様式（第2面）の部中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による届出書、申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式（以下「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。